

愛称の決定

施設の正式名称については、立川基地跡地利用施設検討委員会等の意見も踏まえ、令和3年(2021年)6月に「立川市クリーンセンター」と命名いたしました。

また、「愛称」については、公募方式により命名することとし、令和3年(2021年)7月下旬から8月末頃に市民等から広く募集したところ、254作品の応募がありました。

その後、学識経験者や建設地周辺地域の代表者などで構成する選考委員会による審査を踏まえて決定し、令和4年(2022年)4月に、愛称を「たちむにい」と公表しました。

立川と煙突(英語でチムニー)をかけて表現された「たちむにい」という愛称には、緑豊かな森から空に向かって伸びるクリーンセンターの煙突がネガティブなものではなく、立川のあらたなランドマークになってほしいという思いが込められています。

愛称ロゴの決定

この愛称の決定を受けて、令和4年(2022年)度前期実施の明星大学デザイン学部協働事業「立川活性化プロジェクト2022」により、市より依頼したテーマ「立川市クリーンセンターたちむにいの愛称ロゴの提案」を担当する1クラス(4チーム)の学生より愛称ロゴ案を4案(右ページ)ご提案いただきました。

令和4年(2022年)7月23日の学生による最終プレゼンテーション終了後、担当指導教員より評価コメントをいただいたうえで庁内にて協議を行い、下記の案に決定しました。

立川市クリーンセンター
たちむにい
 Tachikawa City Clean Center TACHIMNEY



煙突の3本線を表現

市の選考理由

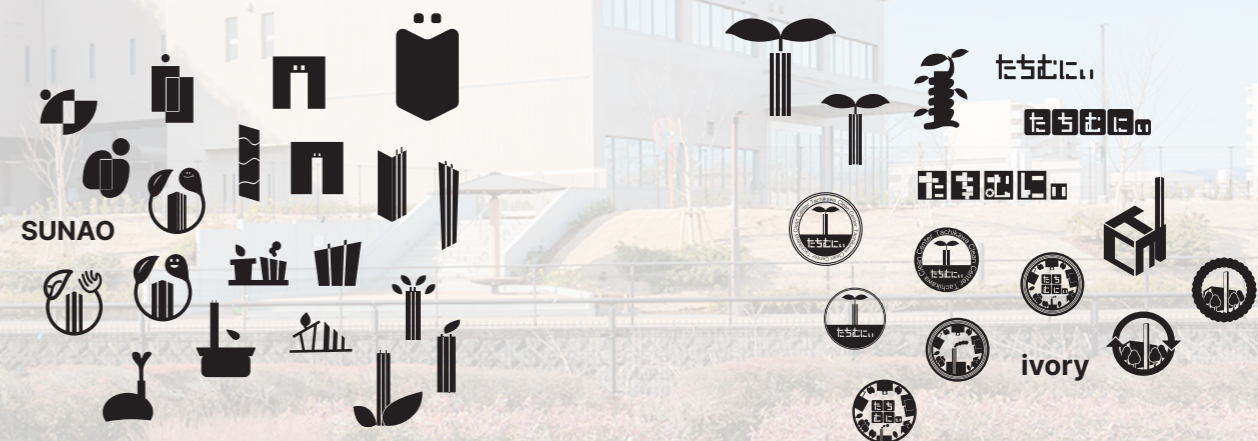
- 立川市を連想しやすいロゴである。
- たちむにいの象徴でもある煙突のデザインを反映している。
- 笑顔のデザインで広く市民に親しみやすい。
- 商標登録や類似のロゴが存在しない。



親しみある笑顔

担当指導教員の推薦理由

- 形としての強さがある。
- 1色刷りやサイズの変更などにより印象が変わらないため、安定しており、長期間使用が可能である。



Tachikawa City Clean Center TACHIMNEY × 明星デザイン

たちむにい宣言（立川市クリーンセンター運営基本方針）

立川市クリーンセンターの運営にあたっては、施設周辺住民はもとより市民と市が相互に理解を深め、信頼関係を醸成し、期待に応える運営を行うことが重要です。また、市の責務として、法令等を遵守することはもとより、積極的に環境を保全するために、法令規制値等に付加し、排ガスに関する厳しい自主規制値を設定し、開かれた施設運営を行うため、積極的に情報公開を行います。

立川市クリーンセンターは、市民をはじめとした多くの人が、ごみ処理について理解を深めるきっかけとなるように、施設に気軽に立ち寄り見学ができる運営や環境学習等を通して、地域とのコミュニケーションを促進します。

市は、施設の運営開始にあたり、市が取り組む基本的な内容を「立川市クリーンセンター運営基本方針たちむにい宣言」として令和4年(2022年)6月に公表しました。

立川市クリーンセンターにおける排ガスの自主規制値

	単位	自主規制値	〈参考〉法令規制値等
ばいじん	g/m ³ N	0.005 以下	0.08 以下
塩化水素(HCl)	ppm	10 以下	約430 以下
硫黄酸化物(SO _x)	ppm	10 以下	約890 以下
窒素酸化物(NO _x)	ppm	40 以下	250 以下
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	0.01 以下	1.0 以下
水銀	mg/m ³ N	0.03 以下	0.03 以下

※各値、酸素濃度12%換算値とする

1. 焼却施設の規模と運転

立川市クリーンセンターは、1日当たりの処理量が60tの焼却炉を2基備え、24時間稼働し、ごみを焼却します。

2. 処理対象ごみ

立川市クリーンセンターでは、立川市民が排出した燃やせるごみ、可燃性粗大ごみ及び立川市総合リサイクルセンターから排出される処理残さを焼却します。

3. 自主規制値の遵守

立川市クリーンセンターは、排ガスを、左ページの表のとおり、法令規制値等よりも厳しい自主規制値により、施設を運転管理します。

4. 運営情報の提供

- ① 情報公開** 焼却炉の運転状況及び排ガスの測定結果は、公害監視盤を敷地内に設置して常時提供するほか、立川市及び運営事業者のホームページ等により公開します。
- ② 事業報告** 毎年、立川市クリーンセンターの事業に関する説明会を開催し、前年度の事業実績を報告するとともに、年間の事業計画を説明します。事業計画では、施設の運転計画、敷地の管理計画、ごみ収集車等の車輛の運行計画を明らかにします。

5. 緊急時の措置

- ① 自主規制値超過時の措置**
 - 1. 運転の停止** 排ガスについて、測定値が自主規制値を超過した場合は焼却炉の運転を停止します。
 - 2. 運転の再開** 自主規制値の超過に対する適切な措置を講じ、安全性が確認されたのち、運転を再開します。
 - 3. 情報提供** 運転の停止、講じた措置、運転再開については立川市及び運営事業者のホームページ等により公表します。
- ② 危機事案発生時の措置**
 - 1. 対応** 立川市クリーンセンター周辺に影響が生じないよう、直ちに適切な措置を講じます。
 - 2. 再発防止** 危機事案の発生原因を究明し、再発防止措置を講じます。
 - 3. 情報提供** 周辺に影響が生じるような危機事案については、立川市及び運営事業者のホームページ等により、危機事案の発生・終息・再発防止策までを遅滞なく情報発信します。

6. 環境学習の推進

立川市クリーンセンターは、気軽に立ち寄れる施設運営やクリーンセンターを訪れる契機となるイベントの開催により、施設の役割や仕組み、ごみの収集から最終処分までのごみ処理、施設における環境配慮など、環境学習を推進します。

7. ごみ処理広域支援

立川市クリーンセンターは、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づく支援、または、その他の地域からの広域支援要請によりごみを受け入れ、その処理に協力します。その処理に協力する場合は、事前に周辺地域住民に説明を行います。

8. 情報交換等

立川市クリーンセンターの運営に関する意見、情報提供を受けるための体制を整えます。